

令和4年度	港湾整備事業費会計 一般会計	第1款3項1目 山下ふ頭用地造成等事業 移転補償費等 12節委託料 第13款1項3目 みなと賑わい振興費 市民と港を結ぶ事業費 12節委託料 第13款1項3目 みなと賑わい振興費 臨海部における賑わい創出事業 12節委託料 第13款1項5目 港湾施設等維持費 南本牧ふ頭ふ頭改修費 12節委託料 第13款2項1目 港湾施設等改良費 建設事務費 12節委託料 共通経費整理勘定 委託料
	埋立事業会計	

受付 番号	種 目 番 号 -	連絡先	委託担当 課名 整備推進課 担当者 邊見 莉紗 係名 電 話 045-671-7342
----------	--------------	-----	---

設 計 書

1 委託名	横浜港内航空撮影記録業務委託		
2 履行場所	横浜港内現場周辺空域ほか		
3 履行期間 又は期限	<input type="checkbox"/> 期間	令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで
	<input checked="" type="checkbox"/> 期限	令和5年3月15日 まで	
4 契約区分	<input checked="" type="checkbox"/> 確定契約	<input type="checkbox"/> 概算契約	
5 その他特約事項	前金払	<input type="checkbox"/> する	<input checked="" type="checkbox"/> しない
6 現場説明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要		
	<input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分 場所)		
7 委託概要	1 航空写真撮影業務	1 式	
	(撮影対象)		
	みなとみらい21地区、南本牧ふ頭		
	本牧ふ頭、大黒ふ頭、山下ふ頭、杉田、金沢地区		
	横浜港全域(広報の見地)		
	2 成果品作成業務	1 式	

8 部分払

する (回以内)

しない

部分払いの基準

業務内容	履行予定月	数量(概算数量)	単位	単価	金額(業務価格) (概算金額)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額 ¥

内訳 業務価格 ¥

消費税及び地方消費税相当額 ¥

委 託 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 種 別 ・ 細 別	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
航空写真撮影業務費					
	式	1			
成果品作成業務費					
	式	1			
直接業務費					
諸経費					
	式	1			
委託業務価格					
消費税及び地方消費税相当額					
	式	1			
委託業務費					

内 訳 書

1号 航空写真撮影業務費					
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
規 格			(円)	(円)	
打合せ協議					
着手、完了、中間1回	業務	1			
撮影運航費					
	式	1			
撮影滞留費					
	日	1			
航空撮影費					
斜め方向、デジタルカメラ	式	1			
航空撮影費					
垂直方向、23cm×23cm	式	1			
写真処理費					
垂直方向、23cm×23cm	枚	11			
計					

内 訳 書

2号 成果品作成業務費						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
規 格			(円)	(円)		
カラープリント						
全紙Bラミネート加工	枚	27				
航空写真画像データ						
CDR	枚	8				
航空写真画像データ						
DVD-R	枚	3				
計						

特記仕様書

1 一般事項

- (1) 本委託は、横浜市契約規則の他、委託契約書、本特記仕様書によるものとする。
- (2) 受託者は、本市監督員(以下、監督員という。)と連絡を密にとり、本委託の内容を十分に理解して業務にあたり、監督員の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり、航空法(昭和27年法律第231号)及びその他の関係法令を順守するとともに、必要な手続きを行うものとする。
- (4) 撮影内容及び成果品の細部事項については、各担当課の担当者の指示に従うこと。
なお、成果品は、契約期間を超えない範囲で撮影後30日以内に、各担当課へ納入すること。
- (5) 添付されている案内図は参考であり、撮影範囲は過去の成果品を参考とすること。
- (6) 撮影後速やかに、プリント前に各担当課担当者に範囲を確認してプリントすること。
- (7) 受託者は、本委託によって得た事項については、委託期間中はもとより委託業務終了後も、第三者に情報を提供してはならない。
- (8) 本委託で撮影したプリント等一切の著作権については、本市に帰属するものとする。
- (9) 本委託に疑義が生じた場合は、早急に監督員と協議を行うこと。
- (10) ファイル形式はJPEG RGB8bitを使用すること。
- (11) 垂直方向については、地上解像度が15cm以上の解像度の画像データとする。

2 撮影内容及び成果品細目

(1) みなとみらい21地区方面

ア 撮影場所

西区みなとみらい21周辺及び中区新港周辺空域

イ 撮影時期

概ね1月から2月

ウ 撮影方法

航空機による撮影

エ 撮影箇所

垂直3箇所

オ 成果品

(ア) カラープリント(全紙B、ラミネート加工) 8枚

撮影物及び撮影物をトリミング加工したもの(以下、「拡大版」という)を必要部数納品すること

内訳

	箇所数	部数	合計
垂直	3	2箇所×3部、1箇所×2部	8

(イ) 航空写真画像データ(CDR):2枚

(2) 南本牧ふ頭方面

ア 撮影場所

中区豊浦町地先、南本牧埋立事業現場周辺空域

イ 撮影時期

概ね1月から2月

ウ 撮影方法

航空機による撮影

エ 撮影箇所

(ア) 海域中心斜め1箇所

(イ) 海域中心垂直1箇所

(ウ) 陸域中心垂直1箇所

オ 成果品

(ア) カラープリント(全紙B、ラミネート加工) 3枚

内訳

		箇所数	部数	合計
海域	斜め	1	1	1
	垂直	1	1	1
陸域	垂直	1	1	1

(イ) 航空写真画像データ(CDR):1枚

※斜め方向については、A2で解像度400dpi以上確保する。

(3) 本牧ふ頭方面

ア 撮影場所

中区本牧ふ頭周辺空域

イ 撮影時期

概ね1月から2月

ウ 撮影方法

航空機による撮影

エ 撮影箇所

本牧ふ頭周辺垂直1箇所

オ 成果品

(ア) カラープリント(全紙B、ラミネート加工) 4枚

撮影物及び撮影物をトリミング加工したもの(以下、「拡大版」という)を必要部数納品すること

内訳

		箇所数	部数	合計
撮影物	垂直	1	1	1
拡大版	垂直	3	1	3

(イ) 航空写真画像データ(CDR):1枚

(4) 大黒ふ頭方面

ア 撮影場所

鶴見区大黒ふ頭周辺空域

イ 撮影時期

概ね1月から2月

ウ 撮影方法

航空機による撮影

エ 撮影箇所

大黒ふ頭周辺垂直1箇所

オ 成果品

(ア) カラープリント(全紙B、ラミネート加工) 1枚

撮影物及び撮影物をトリミング加工したもの(以下、「拡大版」という)を必要部数納品すること

内訳

		箇所数	部数	合計
撮影物	垂直	1	1	1

(イ) 航空写真画像データ(CDR):1枚

(5) 山下ふ頭方面

ア 撮影場所

中区山下ふ頭・新山下・関内周辺空域

イ 撮影時期

概ね1月から2月

ウ 撮影方法

航空機による撮影

エ 撮影箇所

垂直1箇所

オ 成果品

(ア) カラープリント(全紙B、ラミネート加工) 6枚

撮影物及び撮影物をトリミング加工したもの(以下、「拡大版」という)を必要部数納品すること。

内訳

		箇所数	部数	合計
撮影物	垂直	1	1	1
拡大版	垂直	5	1	5

(イ) 航空写真画像データ(CDR):1枚

(6) 杉田方面

ア 撮影場所

磯子区杉田緑地周辺空域

イ 撮影時期

概ね1月から2月

ウ 撮影方法

航空機による撮影

エ 撮影箇所

垂直1箇所

オ 成果品

(ア) カラープリント(全紙B、ラミネート加工):2枚

内訳

	箇所数	部数	合計
垂直	1	2	2

(イ) 航空写真画像データ(CDR):1枚

(7) 金沢地区(木材港・地先)方面

ア 撮影場所

金沢区金沢木材ふ頭周辺空域

イ 撮影時期

概ね1月から2月

ウ 撮影方法

航空機による撮影

エ 撮影箇所

垂直2箇所

オ 成果品

(ア) カラープリント(全紙B、ラミネート加工):3枚

撮影物及び撮影物をトリミング加工したもの(以下、「拡大版」という)を必要部数納品すること

内訳

		箇所数	部数	合計
撮影物	垂直	2	1	2
拡大版	垂直	1	1	1

(イ) 航空写真画像データ(CDR):1枚

(8) 横浜港全域

ア 撮影場所

横浜港内空域

なお、撮影項目は以下の①～⑳とする。

- | | |
|-----------|---------------------|
| ①横浜港全景 | ⑪瑞穂ふ頭 |
| ②大さん橋ふ頭 | ⑫根岸湾 |
| ③横浜ベイブリッジ | ⑬横浜ベイサイドマリーナ・金沢木材ふ頭 |
| ④本牧ふ頭 | ⑭京浜工業地帯・大黒大橋 |
| ⑤大黒ふ頭 | ⑮鶴見つばさ橋 |
| ⑥南本牧ふ頭 | ⑯みなとみらい21地区 |
| ⑦新港ふ頭 | ⑰横浜八景島・海の公園・金沢地先 |
| ⑧山下ふ頭 | ⑱金沢区福浦・幸浦地区 |
| ⑨山内ふ頭 | ⑲船舶(客船、大型コンテナ船等) |
| ⑩出田町ふ頭 | ⑳その他(シンボルタワー、赤灯台等) |

イ 撮影時期

概ね1月から2月

ウ 撮影方法

航空機による撮影

エ 撮影箇所

①③⑯については、それぞれ斜2箇所以上撮影し、それ以外については、斜1方向以上で撮影すること。

①については、背景に富士山が写るアングルを1枚以上撮影すること。また、大黒ふ頭から本牧ふ頭、南本牧ふ頭に至るアングルを1枚以上撮影すること。なお、このアングルについても背景に富士山が移るアングルで撮影すること。

①から⑳すべてにおいて、近接撮影及び遠景撮影を行うこと。

ただし、他の方面別撮影とは異なる箇所で、かつ広報的見地から撮影すること。

オ 撮影の仕様

①から⑳の撮影項目を下記の仕様で撮影すること。

(ア) A2で解像度400dpi以上確保する。

(イ) その他の仕様

- ・Windowsで使用可能なものとする。
- ・本市で別途指示するとおり、各画像データへ画像番号をファイル名として付けること。

カ 成果品

(ア) 航空写真画像データ(DVD-R) :3枚

ISO9660フォーマットのDVD-Rに画像データを保存し、正1枚、副2枚として納品すること。

(イ) 画像をプリントアウトしたインデックス:3部

A4の用紙に、画像及び画像番号(ファイル名)をしたインデックスを作成し、A4ファイルに入れて正1部、副2部として納品すること。

なお、地区ごとに表題をつけ、A4の用紙1枚につき、4×4=16の画像及び画像番号(ファイル名)を印字すること。

3 その他

(1) 天候不順等で撮影予定月に撮影出来ない場合は、撮影予定月の天候状況等について監督員に報告し、他の月に撮影を実施すること。

(2) 撮影評定図をフライト毎に作成し提出すること。

なお、撮影評定図には、撮影年月日、高度、方向、天候(視界等)を明記すること。

(3) 垂直撮影は、画角23cm×23cmの測量用カメラでGPSにより主点を決定し撮影する。

(4) 成果品のプリント等の裏面に下記(例)のシールを貼り、かつ、撮影方面毎に予備シールを監督員と協議して必要な枚数を提出すること。

なお、予備シールは撮影日の月日を空欄にすること。

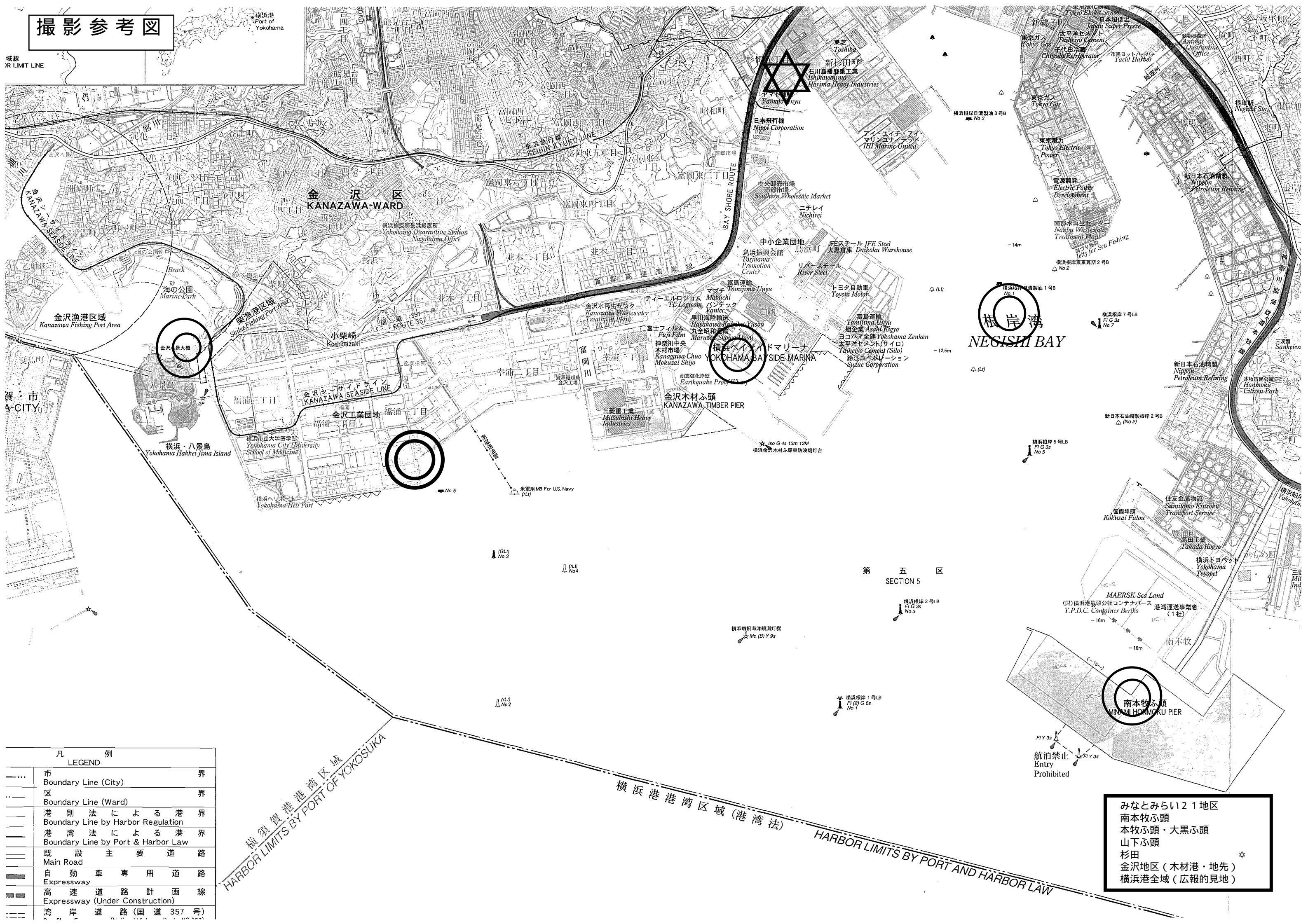
また、成果品のプリント等の表面については監督員と協議の上、撮影日、縮尺、方位等を表記すること。

(例)

横浜港航空撮影記録委託
○○○○○○○○
撮影日：○○年○○月○○日
撮影：○○株式会社

(5) 本委託の電子納品の実施に関わる費用については、受注者負担とする。

撮影参考図



撮影参考図

境界線
LIMIT LINE

凡例		LEGEND
—	市	Boundary Line (City)
—	区	Boundary Line (Ward)
—	港則法による港界	Boundary Line by Harbor Regulation
—	港湾法による港界	Boundary Line by Port & Harbor Law
—	既設	Main Road
—	自動車専用道路	Expressway
—	高速道路計画線	Expressway (Under Construction)
—	湾岸道路(国道357号)	Bay Road (National Route 357)

横須賀港湾区域
HARBOR LIMITS BY PORT OF YOKOSUKA

横浜港港湾区域(港湾法)
HARBOR LIMITS BY PORT AND HARBOR LAW

第五区
SECTION 5

みなとみらい21地区
南本牧ふ頭
本牧ふ頭・大黒ふ頭
山下ふ頭
杉田
金沢地区(木材港・地先)
横浜港全域(広報の見地)



磯子区
ISOGO-WARD

中区
NAKA-WARD

根岸湾
NEGISHI BAY

みなとみらい21
MINATO MIRAI 21 AREA

第一区
SECTION 1

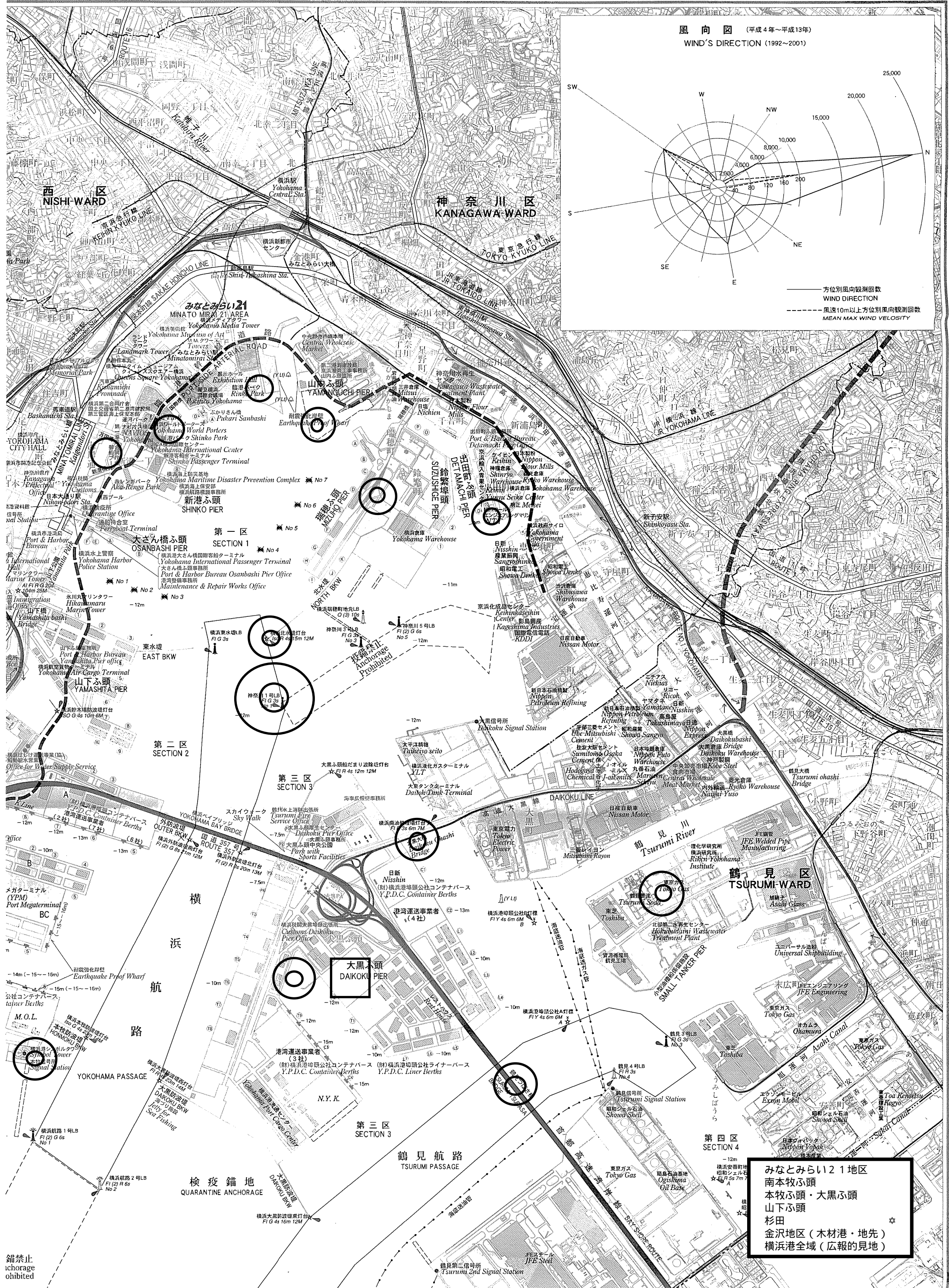
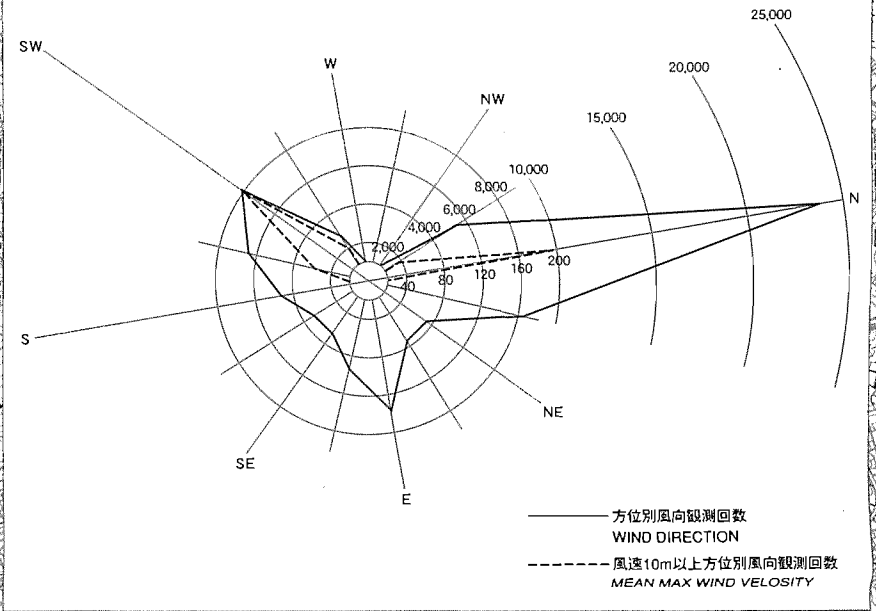
第二区
SECTION 2

第五区
SECTION 5

みなとみらい21地区
南本牧ふ頭
本牧ふ頭・大黒ふ頭
山下ふ頭
杉田
金沢地区(木材港・地先)
横浜港全域(広報の見地)



風向図 (平成4年~平成13年)
WIND'S DIRECTION (1992~2001)



みなとみらい21地区
南本牧ふ頭
本牧ふ頭・大黒ふ頭
山下ふ頭
杉田地区(木材港・地先)
横浜港全域(広報の見地)

錨禁止
anchorage
ohibited